



福祉



対象児童1人当たり2万円を支給 物価高対応子育て応援手当

申請・問い合わせ先 子育て未来課子ども政策・給付担当
(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1126 📠(584)1115 📄 1017049

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、対象児童を養育する父母などに対し手当を支給します。

対象児童 0歳～高校生世代で、次のいずれかに該当する児童

▷令和7年9月分(同7年9月に出生した児童は10月分)の児童手当の支給対象である

▷令和7年10月1日～同8年3月31日に出生した

支給対象者 対象児童の保護者のうち生計を維持する程度が高く、令和7年9月30日時点で市に住民登録がある人

※令和7年9月分(同7年9月に出生した児童は10月分)の児童手当が春日市以外の市町村から支給されている場合は、その市町村からの支給となります。

支給金額 対象児童1人当たり2万円(1回限り)

申請の要否

①市から令和7年9月分の児童手当を受給している人 申請不要

※令和7年9月に出生し、児童手当を10月分から受給

している人を含みます。

- ②令和7年10月1日～同8年3月31日に出生した児童の児童手当を受給している人 申請不要
- ③市に住民登録のある公務員 要申請

申請方法 6月30日(水)までに郵便または窓口で必要書類を提出する

申請に必要な書類

▷申請書

※勤務先から交付される児童手当受給状況などが証明されたもので申請してください。

▷受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人の分かる通帳またはキャッシュカード(申請者名義のものに限る)

※郵送で申請する場合は、受取口座の分かる通帳などの写しを添付してください。

支給方法 受取口座に順次振り込む

※①②は児童手当の振込口座、③は申請書記載の口座となります。

注意事項 受給を辞退する場合は、その旨の届け出が必要です。届出書は窓口または市ウェブサイトで入手できます。詳しくは問い合わせてください。

市政



期間内に申請が必要です 商品車両の軽自動車税免除

申請・問い合わせ先 税務課市民税担当

☎(981)0113 📠(584)1141 📄 1000908

中古車販売業者が所有している商品車両には、軽自動車税が免除される制度があります。免除を受ける場合は、期間内に窓口で申請してください(郵送不可)。

対象車両 古物営業または質屋営業の許可を受けた販売業者が販売を目的に所有し、使用していない軽自動車または二輪の小型自動車で、軽自動車税申告書に商品車である旨の記載があるもの

※継続して免除を受ける場合、前年との走行距離の差が100キロメートル以下であることが要件です。

申請期間 4月1日(水)～10日(金)(土・日曜日を除く)

必要書類 春日市軽自動車税課税免除申請書、該当車両の自動車検査証の写し、賦課期日の「車両ごとの展示状態を車両番号を含む形で撮影した写真」および「走行距離メーターの写真」、古物商許可証または質屋許可証の写し

※申請書は市ウェブサイトで入手できます。

※税制改正により、令和8年度から「軽自動車税(種別割)」の名称が「軽自動車税」に変わる予定です。





福祉 交付します

令和8年度分の福祉タクシー利用券

申請・問い合わせ先 福祉支援課障がい福祉担当
 ☎(584)1127 📠(584)1154 ID 1001908

在宅の障がい者で一定の要件を満たす人に「福祉タクシー利用券」を交付しています。

希望する人は、申請してください。

対象 次の各手帳の等級に該当する人(施設入所者を除く)

▷身体障害者手帳

▶視覚障害1・2級

▶下肢、体幹、移動機能障害を含む1・2級

▶心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害1級

▷療育手帳A

▷精神障害者保健福祉手帳1級

交付枚数 1人当たり52枚まで

※1枚500円、1回当たりの乗車で2枚(1,000円)まで利用可能です(お釣りはできません)。

申請方法 3月2日(月)以降に窓口で申請書と該当する手帳を持参して申請する

※申請書は窓口か市ウェブサイトで入手できます。



市政 3・4月は引っ越しシーズン

休日開庁を実施します

問い合わせ先 市民課受付戸籍担当
 ☎(584)1120 📠(584)1141 ID 1005148

引っ越しなどで住所が変わる場合は、住民票の異動手続きやマイナンバーカードなどの住所変更手続きが必要です。日曜日にも手続きができるよう、市役所本庁を開庁します。

開庁日 3月29日(日)、4月5日(日)

時間 午前9時～正午

場所 市役所1階

取扱業務

▷転出、転居、転入などの住所変更に伴う手続き(別表参照)

▷住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書交付

▷マイナンバーカードの交付

※マイナンバーカードの交付は、必ず本人の来庁が必要です。必要書類は、自宅に届いた「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」を確認してください。

なお、マイナンバーカード申請のサポートは行いません。

※他の市町村や関係機関などへの照会を伴う手続きの場合は、受け付けできない場合があります。

別表

届け出の種類	期間	必要なもの ※代理人(別世帯の人)が行う場合は、委任状が必要です。
転出届 (市外への引っ越し)	引っ越し日の前後 14日以内	▷届出人の本人確認書類(※1) ▷次の書類(持っている人のみ) マイナンバーカード、資格確認書、医療証(子ども、ひとり親、障害者)、印鑑登録証、特別永住者証明書、在留カード
転居届 (市内での引っ越し)	新しい住所地に住み始めて 14日以内	▷届出人の本人確認書類(※1) ▷次の書類(持っている人のみ) マイナンバーカード、資格確認書、医療証(子ども、ひとり親、障害者)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別永住者証明書、在留カード
転入届 (市外からの引っ越し)	新しい住所地に住み始めて 14日以内	▷届出人の本人確認書類(※1) ▷転出証明書(※2) ▷次の書類(持っている人のみ) マイナンバーカード(※3)、資格確認書(県内からの転入のみ)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別永住者証明書、在留カード

- ※1 本人確認書類とは、公的機関が発行した顔写真付きの証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)です。持っていない人は、資格確認書や通帳など、名前が確認できるものを2つ以上持参してください。
- ※2 あらかじめ前住所地で転出届出が必要です。マイナンバーカードによる転出(特例による転出)をした人は、転出証明書が交付されません。マイナンバーカードを必ず持参してください。
- ※3 マイナンバーカードを持っている人は、転入届出と併せてカード継続利用の手続きが必要です。転入をした日から14日を過ぎて転入届出をした場合は、カードが失効しますので注意してください。

市政



活用してください

引越し手続きオンラインサービス

問い合わせ先 市民課受付戸籍担当

☎(584)1120 📠(584)1141

マイナンバーカードを持っている人は、春日市から市外の市区町村への住所変更手続き(転届届)について、オンラインでの届け出が可能です(窓口への来庁は原則不要)。

※引越し先での転入手続きについては、引越し先の自治体窓口での手続きが必要です。

手続きの方法

▷スマートフォンで行う場合

マイナポータルアプリをインストールし、アプリ内から申請する

▷パソコンで行う場合

マイナンバーカードの読み取りが可能なICカードリーダーライタを準備し、マイナポータルから申請する

※マイナンバーカード受け取り時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)と署名用電子証明書の暗証番号(英数字6~16桁)の入力が必要です。

※詳しくはデジタル庁ウェブサイトを見てください。



▲デジタル庁ウェブサイト

講演講座



スマホの疑問を解決しませんか

スマホ教室@スマサポ号(無料)

申込先 ソフトバンク専用コールセンター

☎0800(111)9442(午前9時~午後5時、土・日曜日可)

問い合わせ先 デジタル政策課デジタル政策担当

☎(584)1118 📠(584)1145 📠 1011730

専用車「スマサポ号」内で受講する、オンライン形式の教室です。

自分のスマートフォン(スマホ)を使って受講できます。

貸出用のスマホも用意していますので、スマホを持っていない人も受講できます。

日時・場所・内容 別表参照

定員 各3人(申込先着順)

申込方法 開催日前日の午後5時までにソフトバンク専用コールセンターに電話で申し込む

※予約に空きがある場合は、当日参加も可能です。

別表 3月開催スケジュール

期日	午前11時~正午	午後0時30分~1時30分	午後2時30分~3時30分	午後3時45分~4時45分	場所
6日 (金)	スマホの使い方 (入門編)※1	スマホの使い方 (基礎編)※2	スマホの使い方 (応用編)※3	LINEでコミュニケーション ※4	市役所
13日 (金)	スマホのセキュリティ について※5	LINEでコミュニケーション ※4	アプリでネットショッピング ※6	フィルタリングとネットの 危険性※7	市役所
27日 (金)	スマホの使い方 (入門編)※1	スマホの使い方 (基礎編)※2	スマホの使い方 (応用編)※3	LINEでコミュニケーション ※4	いきいきプラザ

※1 スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール

※2 マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り

※3 インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法

※4 トークの送り方、写真・スタンプの送り方、グループトークの作り方、ビデオ通話の仕方

※5 よくある不安、詐欺の手口、安全な使い方

※6 商品の探し方、注文、支払い方法

※7 スマホの危険、フィルタリングを使用するために

募集

募集します



市農業委員会委員

応募・問い合わせ先 地域づくり課商工農政担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1153 🆔 1005074

市の特徴である都市型農業の維持や発展に取り組むため、農業委員会の委員を募集します。

応募方法など詳しくは市ウェブサイトまたは地域づくり課に設置している募集要項を見てください。

対象 農業に関する識見を有し、職務を適切に行える人

任期 7月20日～令和11年7月19日(3年間)

募集人数 10人

応募期限 3月13日(金)

選考方法 書類審査(面接審査を行う場合あり)

※選考結果は6月下旬に市ウェブサイトで公表し、通知文書の発送は行いません。

市政

バイク・軽自動車の各種手続きと



軽自動車税の納付を忘れずに

問い合わせ先 税務課市民税担当

☎(981)0113 📠(584)1141 🆔 1000901

○変更手続き

市外に転出したときは、バイクや軽自動車の住所変更の手続きが必要です。手続きをしないと軽自動車税の納税通知書が届かず、車検などの際に支障があることがあります。

また、廃棄や盗難、他者への譲渡などで車両を所有しなくなったときは、廃車または名義変更の手続きが必要です。手続きをしないと、元の所有者に車両の税金がかかり続けることとなります。

手続きは、3月末までに行ってください。

申請・問い合わせ先 別表参照

○軽自動車税の納付

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税さ

れます。令和8年度の納税通知書は5月中旬頃に郵送します。納期限内に納付してください。

なお、通知書の一部は納付後に車検用納税証明書となりますので、大切に保管してください。

納期限 6月1日(月)

▷座振替による納付

□座振替日 6月1日(月)

※車両の買い替えや新たに購入した場合は、その都度座振替の手続きが必要となります。

※車検用納税証明書は郵送しません。

※納付後すぐに車検を受ける場合など、納付情報がオンラインに反映されていない場合は、納税証明書の提示が必要となります。紙の納税証明書が必要な人は、身分証明書、納付が確認できる資料、車検証(写し)を持参し、市役所で交付を受けてください。

別表

車種	手続き・問い合わせ先	
125cc以下のバイクまたは小型特殊自動車 (春日市ナンバー)	転入する人：市役所税務課	☎(981)0113 📠(584)1141
	転出する人：転出先の市区町村役場	各市区町村
125ccを超えるバイク (1福岡または福岡ナンバー)	九州運輸局福岡運輸支局 (福岡市東区千早3-10-40)	☎050(5540)2078
三輪または四輪の軽自動車 (福岡ナンバー)	軽自動車検査協会福岡主管事務所 (福岡市東区みなと香椎4-3-37)	☎050(3816)1750 📠(410)1903

※原動機付自転車または小型特殊自動車の登録・廃車の手続きは、月～金曜日(祝日を除く)に受け付けています。なお、修理などで一時的に乗らないといった理由では、廃車の手続きはできません。

※二輪の軽自動車または二輪の小型自動車、三輪または四輪の軽自動車については、福岡地区の手続き先です。福岡地区以外へ転出する場合は、その地区を管轄する機関に直接問い合わせてください。

※税制改正により、令和8年度から「軽自動車税(種別割)」の名称が「軽自動車税」に変わる予定です。

環境・生活



ルールに沿って計画的に処分しましょう 引っ越しごみの出し方

問い合わせ先 環境課ごみ減量担当

☎(584)1124 📠(584)1147

○粗大ごみ(要予約) (ID1001168)

1回につき3品まで出すことができます。

収集日 毎月4回目の燃えないごみの日

予約方法 毎月20日(土・日曜日、祝日の場合は前営業日)の午後4時までに、地区のごみ収集担当業者に電話(月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後4時)で予約する

※ごみ収集担当業者は、ごみ出しカレンダーや市ウェブサイト(ID1001178)で確認してください。

※4品以上出したい場合やすぐに処分する必要がある場合は、臨時収集を利用してください。

○臨時収集

地区のごみ収集担当業者と日時を調整して、多量のごみの運搬を依頼することができます。この場合、臨時の収集運搬料金が別途必要です。

予約方法 地区のごみ収集担当業者に電話で予約する

○古紙などの資源物回収 (ID1001194)

地域の集団回収や古紙回収倉庫で回収しています。回収日時などは、各地区の公民館に問い合わせてください。

○自己搬入 (ID1001177)

「燃えるごみ」と「燃えないごみ」を、それぞれの処理施設に自分の車両で搬入することができます。

手数料 10kgごとに140円(税込み)

▷燃えるごみ(要予約)

3月は引っ越しシーズンで混み合うため、早めに予約してください。

予約・持込日時 月～土曜日

午前8時30分～午後4時

予約先 自己搬入ごみ事前受付センター

☎(433)8234

持込先 クリーン・エネ・パーク南部(大字下白水104-5)

▷燃えないごみ(予約不要)

持込日時 月～金曜日(祝日を除く)、第3日曜日

午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

持込先 春日大野城リサイクルプラザ(春日公園6-2)

○市で処理できないもの (ID1001174)

家電リサイクル法の対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)や、パソコン、消火器などは市で処理できません。

※詳しくは市ウェブサイト(ID1001193)で確認するか、販売店やメーカー、専門業者などに依頼してください。

○「おいくら」でのリユース (ID1014310)

市と連携協定を締結している民間業者のサービスです。一度に複数のリユースショップの買取価格を比較し売却できます。

環境・生活



無許可の収集業者を利用しないでください 粗大ごみの処分は許可業者に依頼を

問い合わせ先 環境課ごみ減量担当

☎(584)1124 📠(584)1147 ID 1015096

一般廃棄物収集運搬許可を受けていない業者が、チラシなどで費用が安いことを強調し、廃家電などの引き取りと一緒に家庭や事業所のごみの処分を案内するケースがあります。

違法な業者は、収集したごみを適正に処理せずに不法投棄したり、後から高額な料金を請求してくるなどのトラ

ブルにつながる場合がありますので、利用しないでください。

市内から排出されるごみ(一般廃棄物)の収集運搬許可業者は次の3社のみです。

▷(有)共栄資源管理センター

▷(株)グリーン春日

▷(有)春日環清

※地区によって担当収集業者が異なります。詳しくは市ウェブサイト(ID1001178)をご覧ください。

福祉 事業内容を一部変更しました
 **あんしんコール事業**

問い合わせ先

- ▷ 65歳以上の人 高齢課高齢者支援担当
 ☎(981)0115 📠(584)3090 📠 1001967
- ▷ 64歳以下で身体障害者手帳の交付を受けた人 福祉支援課障がい福祉担当
 ☎(584)1127 📠(584)1154

一人暮らしの高齢者などを対象に、家庭内での急病や事故などの緊急時に備えるため、「あんしんコール事業」を実施しています。

1月以降の新規利用者から、事業内容などを一部変更しています。

変更後の内容

- ①電話での定期的な安否確認を行う「みまもりコール」を廃止し、「おたすけコール」と「みまもりコール」を一体化した「あんしんコール事業」を実施します。
- ②緊急通報システムの装置を、電話回線を使用する固定型から、市内であれば外出時にも利用可能な携帯型（見守りケータイ）に変更します。

- ③利用者には②の緊急通報機器と人感センサーを同時に貸与します。24時間動きがない場合は電話で状況を確認する、温度や湿度を検知し一定基準を超えた場合には連絡するなど、ICTを活用した安否確認を行います。
- ④ヘルパーによる対応がなくなります。緊急時は、緊急連絡先への連絡や警備員による安否確認を行います（身体介助不可）。
- ⑤高齢者の対象要件を要介護認定者まで拡充します。
 ※その他の要件（一人暮らし世帯や外出が困難、発作性の疾患または転倒などにより緊急性が高い人など）は変わりません。詳しくは問い合わせるか、市ウェブサイトを見てください。



イベント 公売に参加しませんか
 **令和7年度市期間入札公売会**

問い合わせ先 収納課収納推進担当

- ☎(584)1140 📠(584)1141 📠 1009589

市税などの滞納処分で差し押さえた動産（物品）を公売します。詳しくは市ウェブサイトを見てください。

期間 3月2日(月)午前9時～6日(金)午後5時

物件説明書の掲示場所 市役所アトリウム、市ウェブサイト

出品物(予定) 家電、日用品、雑貨など約30点

参加手順

- ①物件説明書で公売物品と最低見積額を確認する
- ②入札フォームに必要事項を入力し送信する
- ③落札者には、3月9日(月)に市からEメールが届く
- ④落札者は、3月16日(月)午後5時までに本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参し、代金を支払い、物品を持ち帰る

開札結果 市ウェブサイトおよび収納課前掲示板に公開予定

注意事項

- ▷ 入札に参加するためには、連絡用のEメールアドレスが必要です。
- ▷ 物品は全て中古品扱いで、保証はありません。
- ▷ 落札者は辞退できません。必ず買い取ってください。
- ▷ 物品の送付はできません。
- ▷ 落札者以外が代金の支払いと物品の持ち帰りをする場合は、委任状が必要です。



▲公売物品の一例

年金



知っていますか

国民年金制度への任意加入

申請・問い合わせ先

▷南福岡年金事務所国民年金課

☎(552)61112(自動音声案内②→②を押す)

☎(541)7649

▷市民課年金担当

☎(981)0112 ☎(584)1141 ID 1009499

国民年金制度の加入対象者は、日本国内に住民登録がある20歳以上60歳未満の人ですが、60歳以上の人や国外に居住する人でも、要件を満たすと加入できます。任意加入し、保険料を納付することで、老齢基礎年金の受給額が増えます。

○60歳以上の任意加入(高齢任意加入)

対象 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で、次の全ての要件を満たす人

- ▷加入時に、厚生年金保険や共済組合の被保険者でない
- ▷老齢基礎年金を繰り上げ受給していない
- ▷20歳以上60歳未満の保険料納付月数(厚生年金、共済組合の加入月数を含む)が480月(40年)未満である

納付方法 原則として口座振替

- ※申し出によりクレジットカードによる納付もできます。
- ※保険料をまとめて支払うと割引が適用されます(前納制度)。

○65歳以上の任意加入(特例高齢任意加入)

65歳到達時に年金の受給資格期間(120月)に満たない場合は、120月に到達するまで(最長で70歳まで)加入できます。

要件や納付方法などは「60歳以上の任意加入」と同じです。

○海外居住者の任意加入

対象 国外に居住し、日本国籍を有する20歳以上65歳未満で次の全ての要件を満たす人

- ▷加入時に厚生年金保険や共済組合の被保険者および第3号被保険者ではない
- ▷国民年金保険料の納付月数(厚生年金、共済組合の加入月数を含む)が480月(40年)未満である
- ▷老齢基礎年金を繰り上げ受給していない

※国外へ転出後に加入する場合は、最後に住民票があった市町村を管轄する年金事務所です手続きしてください(春日市の場合は、南福岡年金事務所)。

納付方法

- ▷日本国内の預貯金口座からの口座振替
- ▷クレジットカード納付
- ▷日本国内にいる親族(国内協力者)が代わりに納付書で納付
- ※保険料をまとめて支払うと割引が適用されます(前納制度)。

必要書類

- ▷マイナンバーカードまたは基礎年金番号の分かるもの
- ▷顔写真付きの本人確認書類
- ※マイナンバーカードがある場合は省略できます。
- ▷納付方法登録に必要なもの
 - ▶口座振替納付：預貯金通帳および金融機関などへの届出印
 - ▶クレジットカード納付：クレジットカード
- ※本人または配偶者以外のクレジットカードを使用する場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付に関する同意書」(日本年金機構指定様式)が必要です。
- ▷海外居住者の任意加入の場合：国内協力者の住所、氏名、連絡先などが必要
- ▷代理の場合：委任状および代理人の本人確認書類
- ※委任状およびクレジットカード納付に関する同意書は日本年金機構ウェブサイト、年金事務所または市役所で入手できます。

注意事項

- ▷申し出のあった月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。
- ▷将来の受給見込額の試算は市役所ではできません。50歳以上で試算を希望する人は、年金事務所(お客様相談室)を予約し相談してください。
- なお、年金事務所(国民年金課)で任意加入の手続きができますので、見込み額の相談時に必要書類を持ってきてください。
- ▷国民年金保険料の額は毎年4月に決定します(令和7年度月額：1万7,510円)。